

釧路市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市内の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) センターの設置（選定・変更、圏域の設定等）等の承認に関する事項
- (2) センターの運営・評価に関する事項
- (3) 職員の確保に関する事項
- (4) その他地域包括ケアに関する必要な事項

2 協議会は、前項に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項の報告を行い、必要に応じて協議する。

(委員)

第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる機関等の関係者 10 名以内を市長が委嘱する。

- (1) 職能団体等関係者
- (2) 介護保険被保険者、サービス利用者
- (3) 権利擁護、相談事業等担う関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 運営協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 副会長は、会長の指名により決定する。
- 4 会長は、運営協議会を代表し、会議の議長となり、会議の総括をする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会の開催は、会長が招集する。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 運営協議会の事務局は、福祉部介護高齢課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。